

平成26年度 第1回香取市農業委員会総会議事録

平成26年4月21日

平成26年4月21日（月）香取市農業委員会会長 大須賀常政は、下記議案審議のため、農業委員会総会を香取市役所5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について
- 日程第2 議案第2号 農地法第3条の許可申請に係る下限面積の設定について
- 日程第3 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について
- 日程第5 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第6 議案第6号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第7 議案第7号 香取市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について
- 日程第8 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第9 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
- 日程第10 報告第3号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

1. 出席委員は43名で、その氏名は下記のとおり

1番	伊藤太雄	2番	坂本弘
3番	内山勝己	4番	今泉憲一
5番	伊能隆男	6番	菅谷樹雄
7番	石橋新一郎	8番	玉造和男
9番	宮増伸彦	10番	加瀬由美子
11番	林藤江	12番	宮崎正子
13番	高城博	14番	埴武久
15番	篠塚正悟	16番	浅野文男
17番	向後和夫	18番	高木甚一
19番	野平謙一	20番	佐藤義男
21番	林弘	22番	宮田毅

23番	栗田元一	24番	伊藤はつ子
25番	大坂雅道	26番	星越清徳
27番	飯森茂	28番	高木彌
29番	大堀潔	30番	高木重樹
31番	高木哲吉	32番	栗林利男
33番	菅谷晁	34番	伊藤寛
35番	椿康弘	36番	本宮敏雄
37番	宮負厚美	38番	菱木重雄
39番	小倉新一	40番	多田晃一
41番	大須賀常政	42番	三橋和男
43番	小林一男		

1. 欠席委員 なし

1. 事務局職員出席者

事務局長	八本栄男	管理班長	椎名正志
農地班長	高橋重正	主査	伊能弘
主査	伊藤健	主任主事	小川敦弘

開会 午後 3時04分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は、43名、全員でございます。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、平成26年度第1回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、20番 佐藤義男委員、22番 宮田 毅委員を指名いたします。

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第10 報告第3号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議 長 これより、議題に入ります。

日程第1 議案第1号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案) 及び平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について。平成26年4月21日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

事務局管理班長 平成25年度活動の点検・評価(案)及び平成26年度活動計画の案、総会資料の例に基づきまして、1ページになるんですけれども、下の方に番号で1と表示されているかと思うのですけれども、こちらから入りますが、毎年一回4月にお諮りしております議案でございます。国からの通知によりまして、農業委員会は毎年度、当該年度に行った活動の点検・評価を行うこと、また、これを踏まえて次年度の活動計画を発表することが国からの通知で決められております。

平成25年度の活動につきましては、昨年6月の総会において、活動計画が決定されまして、それに基づきまして種々活動をしてまいりました。この25年度の活動の点検・評価が資料の1ページから11ページまでになります。

また、これらを踏まえての今年度の活動計画案がそれに続く資料の12ページからになっております。

これらは、いずれも国から示されました全国統一の様式、項目に沿った形で記載されております。

今後の事務スケジュールとしましては、本日の4月の総会で承認決定を得た後、これらに基づきまして地域の農業者等から意見や要望を募集するために、速やかに本案を公表いたします。期間は、30日間であります。公表の方法は、香取市ホームページへの掲載及び事務局窓口への備え付けによります。そして、その間に寄せられました意見・要望等に基づきまして、整理をした上、再度6月の農業委員会の総会にお諮りしたいと思います。そこで、決定されましたものが最終的に正式に平成25年度の活動の点検・評価、また平成26年度の活動計画と、このようになります。なお、本件につきましては本日総会前に開催されました幹事会におきまして、内容について協議を行ったものであり、協議済みでございます。

以上となります。

議長 それでは、議案第1号は、管理班長より説明があったとおりでございます。

議案第1号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議長 日程第2 議案第2号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第3条の許可申請に係る下限面積の設定について。下記のとおり農地法第3条第2項第5号の規定による農業委員会が定める別段の面積(下限面積)の設定について審議を求める。平成26年4月21日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要説明をいたします。

平成21年12月15日施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令で定める基準にしたがい、市町村の区域内の全部または一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を下限の面積として設定できるようになりました。「農業委員会の適正な事務実施について」が平成22年12月22日付けで一部改正され、農業委員会は、毎年、下限面積の設定または修正の必要性について審議することになっております。

このため今年度の下限面積の設定について、以下のとおり提案いたします。

(1) 農地法施行規則第17条第1項の適用について

方針 現行の下限面積50アールの変更は行わない。

理由 2010年農林業センサスで、管内の農家で50アール以上の農地を耕作している農家が全農家数の9割を超えているため。

(2) 農地法施行規則第17条第2項の適用について

方針 現行の下限面積50アールの変更は行わない。

理由 管内の耕作放棄地率は4.1%と低い現状であるため。

(1)については、直近の2010年農林業センサスの数値を基準に行っており、その数値については全体農家数4,202戸に対して50アール未満の農地保有農家数が311戸で、50アール未満の農地保有農家数が7.40%と管内の50アール以上の農地を耕作をしている農家数が全農家の9割を超えているためであります。

(2)については、昨年の委員さんの皆さんにご協力いただいた耕作放棄地全体調査の結果、管内の耕作放棄地率が4.14%と低いためであります。この結果につきましては、総会資料の

7ページのⅡの法令事務（遊休農地に関する措置）に関する評価の中の1、現状及び課題の表中、平成26年3月現在の現状に示している数値に基づくものでございます。

よろしく、ご審議の方お願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議 長 日程第3 議案第3号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。平成26年4月21日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要を説明いたします。

整理番号1番、譲受人が農業経営規模拡大を図るための所有権移転であります。

整理番号2番、3番は関連案件であります。

耕作便宜上、交換耕作とするためによる所有権移転であります。

整理番号4番、譲受人が親より使用貸借権設定の再設定を受けるものであります。

整理番号5番、譲受人が父親より贈与を受けるための所有権移転であります。

整理番号6番、譲受人が農業経営規模拡大を図るためによる所有権移転であります。

整理番号7番、譲受人が農業経営規模拡大を図るためによる所有権移転であります。

整理番号8番、譲受人が親より使用貸借権設定の再設定を受けるものであります。

以上でございます。よろしくご審議の方お願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第4班班長 林 弘委員。

21番林委員 議案第3号について、ご説明いたします。

去る、4月15日、火曜日午後1時30分より市役所3階301会議室において、第4班の事前審査会を開催いたしました。

提出されました農地法第3条の案件は8件であります。

案件については、それぞれ写真及び書類により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第3号については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員よりご説明願います。

議 長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、議席番号5番 伊能委員。

5番伊能委員 この申請は、譲受人が農業経営の規模拡大を図るため申請地を譲り受けるものであり、今後もすべての農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 次に、2番、3番の2件について、8番 玉造委員。

8番玉造委員 整理番号2番、3番について、関連がありますので一括して、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、お互いが自宅近くの土地となりまして耕作利便を目的としての農地交換するものでありまして、今後も農地の良好な維持管理が確実であり、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 次に、4番について、9番 宮増委員。

9番宮増委員 この申請は、親子間による使用貸借権の設定であります。譲渡人の父が経営移譲年金を受給しているため、農業後継者の息子ですけれども、譲受人と使用貸借権の再設定を行うものであります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と判断いたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、5番について、17番 向後委員。

17番向後委員 この申請は、譲渡人と譲受人は親子関係であり、農業後継者の譲受人に贈与するものであります。

なお、譲受人は現在、申請地を耕作しており、譲受後も良好な農地の維持管理が可能であり、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、6番について、19番 野平委員。

19番野平委員 この申請は、譲受人が自作地に近い耕作利便の申請地を譲り受けるもので、今後もすべての農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、7番、8番の2件について、42番 三橋委員。

42番三橋委員 まず、7番について、ご説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地に近い耕作利便の申請地を譲り受けるもので、今後もすべての農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

続いて、8番について、説明いたします。

この申請は、譲渡人が経営移譲年金を受給しているため、農業後継者の譲受人と使用貸借権の再設定を行うものであります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と判断をいたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4 議案第4号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成26年4月21日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要説明をいたします。

この案件は、転用を伴う賃借権設定で砂利採取用地の一時転用とのことであります。譲受人は、砂利採取事業による期間延長とのことであり、他法令についても同時申請中とのことであります。問題ないと思います。

よろしく、ご審議の方をお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をいたします。

第4班班長 林 弘委員。

2 1 番林委員 議案第4号について、説明いたします。

提出された案件は1件です。

これは、山砂採取事業の期間延長の計画変更であります。

農地にも影響が見られないことから問題はないとの意見でありました。

したがって、議案第4号については、農地法第5条の計画変更承認要件を満たしているものと考えられ、承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明いたします。

議 長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、32番 栗林委員。

3 2 番栗林委員 まず場所が〇〇〇〇地区なんですけれども、〇〇〇〇との境目です。ということで、山砂の採取事業ということなんですけど、平成20年から継続していきまして、それに伴う期間延長ということなんです。以前からそういった田んぼの陥没等の経緯がありましたので、

今回について、周辺の農地へ被害が及ばぬように万全の注意を払うように意見を付していただくように希望いたします。各書類・計画とも適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題はないというように思います。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、計画変更承認相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第5 議案第5号

議 長 日程第5 議案第5号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。平成26年4月21日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要説明をいたします。

整理番号1番、2番は関連案件であります。

転用を伴う賃借権設定で太陽光発電設備用地とのことであります。

申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり第2種農地であります。

整理番号3番、4番、5番、6番、7番は関連案件であります。

転用を伴う賃借権設定で太陽光発電設備施設用地とのことでございます。

申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり第2種農地です。

整理番号8番、転用を伴う所有権移転で駐車場用地とのことです。

申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり第2種農地です。

以上のことから、1番から8番までの申請については、農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしているものと考えます。

よろしく、ご審議の方お願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いいたします。

第4班班長 林 弘委員。

2 1番林委員 議案第5号で提出された案件は、8件であります。

このうち、整理番号1番・2番・3番から7番については、現地調査を行いました。

整理番号1番・2番は関連案件であります。

これは太陽光発電設備用地であり、特に問題はないとの意見でありました。

整理番号3番から7番も関連案件であります。

これも太陽光発電設備用地の拡張であり、特に問題はないとの意見でありました。

また、その他の案件についても、転用許可要件を満たしているものと考えられ、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番、2番の2件について、13番 高城委員。

1 3番高城委員 整理番号1番、2番は関連案件となりますので一括して、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

譲受人は太陽光発電を行うことにより地球環境保全に貢献するため転用を行う、また、年金生活のため、収入の安定化を図る今、生活するうえで転用を行うとのことです。

造成工事は行わず、雨水は自然浸透とのことです。

隣接農地はなく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題はないものと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 次に、3番、4番、5番、6番、7番の5件について、33番 菅谷委員。

3 3 番菅谷委員 それでは、整理番号3番から7番までの現地調査等を行った結果を説明いたします。

場所ではありますが、〇〇〇〇の〇〇〇〇より〇〇〇〇方面へ〇〇メートルほど行った右側であります。

譲受人は太陽光発電を行うことにより地球環境保全に貢献するために転用を行う、また、隣接地において太陽光発電設備の計画を実施しており、規模拡大、管理上も都合がよいため太陽光発電を行うとのことです。

造成工事は行わず、雨水は自然浸透とのことです。

隣接農地はなく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、8番について、42番 三橋委員。

4 2 番三橋委員 場所は、〇〇〇〇の〇〇〇〇を〇〇方面へ向かって行きまして、〇〇メートル位左へ曲がって行った所の寺院です。

現在の寺院の中に畑がありまして、駐車場が狭いため路上に駐車して、周囲の住民の苦情があり、申請地を駐車場用地とするものです。

造成工事は現況を利用し、砂利を敷き詰めるとのことです。雨水は浸透池を設け処理するとのことです。

隣接農地はなく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、この申請は農地法第5条第1項の許可申請の要件を満たしており、特に問題ないものと考えます。

よろしく、ご審議のほどお願いします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第6 議案第6号

議長 日程第6 議案第6号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第6号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。

平成26年4月21日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要説明をいたします。

平成26年度第1次農用地利用集積計画、1番から166番までの設定であります。

使用貸借権の設定、新規5件、9,294㎡、このうち田が6,294㎡、畑が3,000㎡であります。

賃借権の設定、新規88件、562,575.52㎡、このうち田が494,226.52㎡、畑が68,349㎡であります。

賃借権の再設定、71件、258,221㎡、このうち田が218,048㎡、畑が40,173㎡であります。

所有権移転、2件、22,960㎡、これは全部田であります。

以上、166件の第1次農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

よろしく、ご審議の方お願いいたします。

議長 議案第6号については、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案でありますので、当該事案を分離して審議をいたします。

まず、議案第6号 19番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、〇〇番 〇〇委員の退場を求めます。

(〇〇番 〇〇〇〇委員 退場)

議長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第6号 19番は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 19番は、原案のとおり決定いたします。

〇〇番 〇〇委員の入場を許可します。

(〇〇番 〇〇〇〇委員 入場・着席)

議 長 次に、議案第6号 95番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、〇〇番 〇〇委員の退場を求めます。

(〇〇番 〇〇〇〇委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第6号 95番は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 95番は、原案のとおり決定いたします。

〇〇番 〇〇委員の入場を許可します。

(〇〇番 〇〇〇〇委員 入場・着席)

議 長 次に、議案第6号 131番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、〇〇番 〇〇委員の退場を求めます。

(〇〇番 〇〇〇〇委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第6号の131番は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号の131番は、原案のとおり決定いたします。

〇〇番 〇〇委員の入場を許可します。

(〇〇番 〇〇〇〇委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第6号の3件を除く163件について、審議いたします。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第6号の3件を除く163件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第6号の3件を除く163件は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第7 議案第7号

議 長 日程第7 議案第7号を上程いたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第7号 香取市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項において準用する同条第1項の規定による意見について審議を求める。平成26年4月21日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

議案の概要説明いたします。

整理番号1番、現在使用している進入路は借地ではありますが、譲り受けることが現在ではできないために隣地を進入路として譲り受けるものであります。

申請地は、第1種農地相当であります農地法施行規則第33条第1項第4号(住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住するものの日常生活上、または業務上必要な施

設で集落に接続して設置されるもの)に該当するものと考えられます。

整理番号2番、現在親と同居していますが、独立するため専用住宅を建築するとのことであります。

申請地は、第2種農地相当の生産性の低い農地であると考えられます。

整理番号3番、現在申請地において居酒屋経営をしていますが、申請手続きが出されていないため改めて申請するとのことであります。

申請地は、第2種農地相当の生産性の低い農地であると考えられます。

整理番号4番、現在運送業を営んでいますが事業拡大に伴い手狭になり駐車場用地としたとのことであります。

申請地は、第1種農地相当であります。農地法施行規則第36条第1項(隣接する土地と同一の事業の目的に供するための農地の転用)に該当するものと考えられます。

整理番号5番、現在運送業を営んでいますが事業拡大に伴い手狭になり資材置場としたいとのことであります。

申請地は、第1種農地相当であります。農地法施行規則第35条第1項第4号の(特別の立地条件を必要とする事業)に該当するものと考えられます。

整理番号6番、現在書道教室を営んでおりますが以前から駐車場がないため転用したいとのことであります。

申請地は、第1種農地相当であります。農地法施行規則第33条第1項第4号の(住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住するものの日常生活上、または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの)に該当するものと考えられます。

整理番号7番、現在隣接地で太陽光発電設備を行っていますが拡張し地球環境保全に貢献したいとのことであります。

申請地は、第2種農地相当の生産性の低い農地であると考えられます。

整理番号8番、現在自動車部品業を営んでいますが車輛置場が手狭となってしまったので、隣接地を取得するためとのことであります。

申請地は、第1種農地相当であります。農地法施行規則第36条第1項(隣接する土地と同一の事業の目的に供するための農地の転用)に該当するものと考えられます。

以上のことから、整理番号1番から8番まで第1種農地相当及び第2種農地相当ですが、香取市農業振興地域整備計画の変更については、特に問題ないものと考えられます。

よろしく、ご審議の方お願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第4班班長 林 弘委員。

21番林委員 議案第7号について、ご説明いたします。

変更案件は、8件であります。

このうち、整理番号4番、5番、7番、8番については、現地調査を行いました。

それでは、調査結果を報告いたします。

現地確認をした結果、整理番号4番、5番、7番、8番について農振除外申請地は転用の見込みがあるかどうか判断した結果、特に問題はないと認められました。

また、その他の案件につきましても問題はなしとの意見であり進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明いたします。

議 長 次に、担当委員の意見をお願いいたします。

整理番号1番について、5番 伊能委員。

5番伊能委員 場所は、〇〇〇〇より〇〇〇〇方面へ〇〇キロほど行った〇〇沿いで〇〇〇〇と〇〇〇〇の境界地点であります。

申請人は現在申請地の隣接地に居住しており、現在の進入路が借地であるため、再三にわたり譲り受けたいと交渉いたしましたが同意を得られなかったため、申請地を進入路として譲り受けることになったものです。

雨水は側溝を設置し道路側溝へ放流とのことです。隣接農地所有者は、譲渡人のため問題はなく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、農振除外がなされた場合、転用の見込みがあるかどうか判断した結果、特に問題はないと判断いたしました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、2番、3番の2件について、8番 玉造委員。

8番玉造委員 整理番号2番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所につきましては、〇〇の〇〇〇〇から〇〇〇〇方面に向かいまして約〇〇キロほど行った〇〇〇〇の交差点の手前でありまして、道路沿いの土地であります。

申請人は現在実家にて生活しておりますが、祖父母、両親、兄家族も実家で生活しまして手狭なため、独立して住宅を建築する予定であります。

造成工事を行わず、用水は水道、汚水雑排水は合併浄化槽で処理後、道路側溝へ放流とのことであります。

隣接農地はなく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、農振除外がなされた場合には転用の見込みがあるかどうか判断した結果、特に問題はないと判断をいたしました。

審議のほど、よろしくお願ひいたします。

続きまして、整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明申し上げます。

場所につきましては、〇〇〇〇の〇〇〇〇近くの〇〇沿いでありまして、〇〇と〇〇の境に位置をしております。

申請人は農振法及び農地法に関して認識不足により10数年来申請地において居酒屋を営んでおりました。今後も継続していくため転用の申請となったものであります。

造成工事は行わず、用水は水道、汚水雑排水は合併浄化槽で処理後、道路側溝へ放流とのことであります。

隣接農地所有者は、譲渡人のため問題なく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、農振除外がなされた場合に転用の見込みがあるかどうか判断をした結果、特に問題はないと判断しました。

審議のほど、よろしくお願ひします。

議 長 次に4番、5番の2件について、21番 林委員。

21番林委員 整理番号4について、現地調査を行った結果を説明いたします。

まず、場所ですが〇〇方面に〇〇〇〇を突き当たりまして〇〇を〇〇の方に走ってもらいまして、〇〇キロ位あるこの今申請が出ている〇〇〇〇の〇〇〇〇の〇〇メートル位先の畑であります。

申請人は運送業を営んでおりまして、建設鋼材を主に運ぶのが多いと聞いています。今の建設工事の急増により取引が増大し、現在の敷地ではちょっと手狭なため申請地を駐車場として利用したいと。

埋立等を行わず、雨水は自然浸透であります。

資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、農振除外がなされた場合、転用の見込みがあるかどうか判断した結果、特に問題はないとのことで判断しました。

審議のほど、よろしくお願ひします。

続きまして、5番も同じ会社の申請であります。〇〇〇〇を先ほどと同じ突き当たって渡ると、〇〇〇〇の看板がまずあるんですが、〇〇に曲がってもらって〇〇〇〇のちょうど隣の空き地であります。そこにたまたま1メートル50位の大きな木が一本立っておりまして、

そこをやっぱり駐車場を兼ねたコンテナ置場というようなことで利用したいということであり
ます。

会社そのものがまったく同じでありますから、資金計画・造成計画も何ら問題はないとい
うことであります。

書類もここにきちんと揃っていますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、6番について、24番 伊藤委員。

24番伊藤委員 場所ですが、〇〇〇〇の方に〇〇〇〇を左に〇〇〇〇を見て、もう少し先に
〇〇〇〇がありまして、そこを左に入った奥にあります。

申請人は自宅敷地において以前より書道教室を営んでおり、自宅前の道路を送迎等で駐車
していました。

このたび、近隣地の申請地を駐車場とするもので、この申請地は農振法及び農地法に関し
て認識不足により申請が出たものです。

アスファルトで舗装し、雨水は道路側溝へ放流とのことでした。

近隣農地所有者への説明もしてあり問題なく、資金計画・造成計画についても適切である
と思われることから、農振除外がなされた場合、転用の見込みがあるかどうか判断した結果、
特に問題はないと判断いたしました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、7番について、34番 伊藤委員。

34番伊藤委員 まず場所ですが、〇〇を〇〇方面に向かい〇〇〇〇を左折します。そして、
〇〇方面に向かいますと〇〇〇〇があります。その交差点を直進約〇〇メートル位行きまし
たら、申請人の自宅が道路より左手にございます。その左手の左から北側の畑が自宅のすぐ
側ですけれども、その場所でございます。

一応、申請地の現況地目は畑ですけれども、登記地目が山林のため農振法及び農地法に関
して認識不足により太陽光発電設備としたものです。

造成工事は行わず、雨水は自然浸透とのことでした。

隣地農地の所有者へ説明してございました。問題はなく、資金計画・造成計画についても
適切であると思われることから、農振除外がなされた場合、転用の見込みがあるかどうか判
断した結果、特に問題はないと判断しました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、8番について、37番 宮負委員

37番宮負委員 場所については、〇〇に建っている〇〇〇〇の西側、その〇〇メートル位の所になり、そこが申請するところです。

申請者は、隣接地で車両解体業を行っており、事業拡大のため農振除外を行うものです。埋立等は行わず整地のみで、雨水は自然浸透とのことです。

隣接農地所有者への説明もあり問題なく、資金計画・造成計画についても適切であると思われることから、農振除外がなされた場合、転用の見込みがあるかどうか判断した結果、特に問題はないと判断しました。

審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第7号は、特に問題はないとする意見を附することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案7号は、香取市農業振興地域整備計画の変更に関する意見については、特に問題はないとすることに決定いたします。

◎日程第8 報告第1号から報告第3号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。平成26年4月21日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

通知は、6件であります。

報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画(中途解約)の通知があったので報告する。平成26年4月21日提出、香取市農業委員

会会長 大須賀常政。

通知は、29 件であります。

報告第 3 号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下記のとおり農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出があったので報告する。平成 26 年 4 月 21 日提出、香取市農業委員会会長 大須賀常政。

届出は、3 件であります。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に對しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 4 時 0 0 分